

報 道 資 料

平成 23 年 6 月 27 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 田中、米田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2344

奈良県情報公開審査会の第 130 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 138 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申 日：平成 23 年 6 月 24 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部道路建設課
- ◎ 対象行政文書：不存在
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 処 分：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 22 年度地方特定道路整備事業（課名：予算要求箇所調書において、県道大和郡山広陵線東安堵工区に係る用地費が 0 円となっている理由を記載した文書」に係る行政文書の作成又は取得をしていないため不存在

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判 断 理 由：

○行政文書の不存在について

異議申立人は、「県道大和郡山広陵線（郡山土木管内）における別紙平成 20 年、21 年、22 年の用地費が 0 となっておりますが、その理由」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関の説明によると、予算要求を行うに当たり、事業執行に要する費用及び根拠資料として、予算要求書及び予算要求箇所調書を作成するものの、個々の箇所の中で予算要求を行わない費用についての理由を示す文書については、本件開示請求があった箇所に限らず通常作成することはないとのことである。また、用地費の予算要求は、買収見込みがある箇所について行っているところ、当該箇所については、過去から用地交渉が難航し、予算計上年度に確実に買収できる見込みがないことを実施機関内において共通して認識していた以上、改めて用地費を予算要求しないことを説明する文書を作成するようなことはないとのことである。

そうすると、異議申立人が開示を求めている文書の作成又は取得をしていないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- | | | | |
|-----------|--------------------|------------|----|
| ① 開 示 請 求 | 平成 22 年 9 月 10 日 | | |
| ② 決 定 | 平成 22 年 9 月 24 日付け | 不開示決定 | |
| ③ 異議申立て | 平成 22 年 10 月 5 日 | | |
| ④ 諮 問 | 平成 22 年 10 月 20 日 | | |
| ⑤ 経 過 | 平成 23 年 2 月 15 日 | 第 144 回審査会 | 審議 |
| | 平成 23 年 4 月 6 日 | 第 145 回審査会 | 審議 |
| | 平成 23 年 6 月 2 日 | 第 146 回審査会 | 審議 |